職種：エステティックサービス　　職務：カウンセリング／コンサルテーション

【概要】

　店舗・サロンにおいて、お客様のライフスタイルや体質、肌質、ニーズなどを把握して、スキンケア、ボディケア、美容脱毛（一時的な除毛・減毛など、医行為に該当しない範囲の施術）などのトリートメントに関する相談・提案を行う仕事。

【仕事の内容】

　エステティックカウンセリングの仕事は、お客様の目的・意図を十分に推察して、お客様の体質や肌状態に即したトリートメントプランを作成するとともに、トリートメント担当者と密接にコミュニケーションをとり、プランに即したトリートメントが確実に行われるようにすることである。

カウンセリングやコンサルテーションの目的は、お客様の状態やニーズを正確に把握してニーズを満たすトリートメント内容を具体化することである。カウンセラーとしての経験を積むにつれて、お客様自身が認識しているニーズだけでなく、お客様が気づいていない潜在的ニーズを満たす提案を行うことが期待されるようになる。さらに、お客様が日常生活の改善に意欲的に取り組むことができるような提案を行うことも求められる。

カウンセリングの巧拙は店舗・サロンの収益を大きく左右しかねない。カウンセラーには、広く美容を含めたエステティックに関する専門的かつ幅広い知識と成功体験を持って、高いお客様満足に結び付けていくスキルが求められる。

　【求められる経験・能力】

1. 広く美容を含めたエステティックに関する専門的かつ幅広い知識を有し、これを個々の状況に応用してお客様に提案する能力が求められる。このため、エステティシャンとして一定の業務経験を積んだ人、あるいは、フロントとして一定の業務経験を積んで、サロン全体の業務に精通している人が就くケースが比較的多い。
2. お客様の真のニーズを引き出すことが求められるため、高いコミュニケーション力や傾聴力、交渉力、カウンセリング力など対人関係能力も重要になる。
3. カウンセリングを行う者には、多くの実務経験を有するだけでなく、広く美容を含めたエステティックに関する最新技術や最新情報を常に収集し、肌、体質を的確に見極め、お客様に適合したプログラムや技術構成を提案する能力が求められる。
4. お客様に対してトリートメントを提案し、契約に結び付ける仕事であるため、基本的な法律の理解や契約締結上の留意事項についての正確な知識も不可欠である。

【関連する資格・検定等】

・職能団体、業界団体、教育機関団体等による各種認定資格等

【厚生労働省編職業分類（小分類）との対応】

　　３２３　小売店販売員　３８３　美容サービス職　３４９　その他の営業の職業　など